中小企業庁　財務課
03-3501-5803

人権啓発支援事業等

平成30年度予算額 1.9億円（1.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 日本国憲法でも規定されているとおり、人権は、「人が人間らしく幸せに生きていくために、社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。しかし、「セクハラ」「パワハラ」「えせ同和行為」「インターネットによる人権侵害」等、今なお、多くの人権にかかわる事件が発生しています。このことから、健全な経済活動の振興を促進するため、中小企業者等を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施します。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施します。

成果目標

- 平成16年度から平成30年度までの15年間の事業であり、各年度においてセミナー等の参加者1万5千人超、巡回指導件数5百件超を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 委託 → 地方公共団体 / 民間団体等

事業イメージ

事業目的・概要

- 人権啓発支援調査委託事業
  健全な経済活動の振興を促進するため、民間団体等に委託し、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の開催、パンフレット等の作成、人権啓発関連調査事業を実施します。

28年度開催事例

（企業におけるＣＳＲ・人権担当者向け実践講座）

（情報モラル啓発セミナー）

- 人権啓発支援推進委託事業
  健全な経済活動の振興を促進するため、地方公共団体に委託し、事業者を対象とした人権啓発のための講演会等の啓発事業を実施します。

- 小規模事業者等支援事業
  小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、地方公共団体に委託し、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施します。

（巡回相談事業）
公認会計士、税理士、経営コンサルタント等による巡回を通じて、地域や小規模事業者等の実態に即した経営に係る指導を行います。

（研修事業）
地域の小規模事業者等が、その実態に応じた経営、技術等に関する基本的な知識、方法を習得するための実務的研修を開催します。